

厚生労働大臣の定める掲示事項

(2026年4月1日現在)

I 入院基本料について

当院では、入院患者10人に対して1人以上（日勤、夜勤あわせて）の看護職員を配置しております。また入院患者25人に対して1人以上の看護補助者を配置しております。

なお、看護職員の配置内容は各病棟に掲示しております。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7日以内に文書によりお渡ししております。また厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制の基準を満たしております。

III DPC対象病院について

当院は入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせる“DPC対象病院”となっております。

※医療機関別係数 1.4924（基礎係数 1.0451+機能評価係数（I）0.3035+機能評価係数（II）0.1225+救急補正係数 0.0213）

IV 「個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書」の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行することとし、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しています。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行を含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

V 当院は中国四国厚生局長に下記の届出をおこなっております。

1) 入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出

当院は、入院時食事療養（I）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。

配膳は、おおむね次の時間に配膳いたします。

◆朝食・・・午前8時、◆昼食・・・正午、◆夕食・・・午後6時以降

また、週2回（木・金）常食の患者さんにおいては、ご希望により自己負担（1食20円の追加）で特別メニューを選択して頂くことができます。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

別途掲示しています。（施設基準等届出事項一覧）

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

別途掲示しています。（施設基準等届出事項一覧）

VI 保険外負担に関する事項

1) 初診・再診に係る選定療養費の徴収

初診の患者さんで、他の保険医療機関等からの「紹介状」をお持ちでない方は、厚生労働省により定められた初診時選定療養費として医科7,700円・歯科5,500円（税込）を請求いたします。当院に受診歴があっても初診料を算定する場合は請求いたします。

また、他の医療機関に文書による紹介をしたにも関わらず継続して当院で受診される方は再診時選定療養費として医科3,300円・歯科2,090円（税込）を請求いたします。

ただし、緊急その他やむを得ない事情により、他の保険医療機関等からの紹介によらず

来院した場合は、この限りではありません。

《理由》

- ① 選定療養費とは、200床以上の地域医療支援病院で徴収を義務化された保険外併用療養費です。
- ② 当院は、地域の医療機関（開業医など）と連携し、それぞれの役割に応じた質の高い医療を目指しています。
- ③ 他の医療機関の医師から紹介を受けて、専門的な検査や入院治療を担うのが当院の役割と考えています。
- ④ 「紹介状」は他の医療機関と当院を連携するものです。この「紹介状」によって患者さんがスムーズに当院で検査や治療を受けていただくことができます。

2) 特別療養環境の提供

病棟	病室	使用料(税込)	主な設備/備品
3階東病棟	313・314・322	5,500円/1日 ※	シャワー、トイレ、電話、テレビ、チェスト、応接セット、照明
3階西病棟	367・368・369・370 371・372・373	5,500円/1日	シャワー、トイレ、電話、テレビ、チェスト、応接セット、照明
4階東病棟	406・407・415 416・419	5,500円/1日	シャワー、トイレ、電話、テレビ、チェスト、応接セット、照明
4階西病棟	462・463・464・465 466・467・468	5,500円/1日	シャワー、トイレ、電話、テレビ、チェスト、応接セット、照明
5階西病棟	563・564・565・566 567	5,500円/1日	シャワー、トイレ、電話、テレビ、チェスト、応接セット、照明
	568	12,100円/1日	ユニットバス、トイレ、流し台、冷蔵庫、電話、テレビ、チェスト、応接セット、ワードローブ、照明

※消費税法第6条第1項別表第一の八に規定される助産等の場合は非課税。

※病状により個室入室を医師が指示した場合は徴収しません。

3) 診断書・証明書・面談料

区分		単位	金額(円)
証明書	医療費領収、入院・外来通院、出生届、分娩手当金請求書、健康管理カード、出産証明書、死産届、交通事故明細書	1通につき	2,200円
	上記以外のもの	1通につき	2,200円
普通診断書	欠勤等用、身体検査書	1通につき	2,200円
特殊診断書	交通事故、身体障害者、恩給厚生年金用、原爆認定手当用、生命保険用	1通につき	4,400円
	死亡診断書	2通まで 1通増すごとに	4,400円 2,200円
	上記以外のもの	1通につき	4,400円
死体検案診断書1通を含む(病院内)		1体につき	6,600円
医師面談手数料(交通事故、生命保険など)		1回につき	4,400円

4) その他保険外負担に係る費用

別途掲示しています。(保険外負担項目一覧)

なお、「介護料」「衛生材料費」等の治療(看護)行為及びそれに密接に関連した「サービス」または「物」については患者さんから費用を徴収することは認められていません。

また「施設管理費」「雑費」等曖昧な名目での費用徴収も、認められていません。

5) セカンドオピニオンに係る費用の徴収

30分まで11,000円です。(30分を超えた場合、30分毎5,500円加算)

ご相談が終了した後に料金をお支払いいただきます。

(自由診療です。健康保険は使えません)

6) 入院期間が180日を超える場合の費用の徴収について

同じ症状による通算のご入院が180日を超えますと、患者さんの状態によっては健康保険からの入院基本料15%が病院に支払われません。180日を超えた日からの入院が選定療養対象となり、使用料の細目料金に定められている金額(1日につき2,717円)は選定療養費として患者さんの負担となります。

7) 長期収載品の処方に係る選定療養について

令和6年10月より、医療上の必要があると認められず、患者さんの希望で長期収載品を処方した場合は、後発医薬品との差額の一部(後発品最高価格帯の差額の4分の1の金額)が選定療養として、患者さんの自己負担となります。選定療養は保険給付ではないため、公費も適応にはなりません。選定療養は薬局でのお支払いとなります。

VII ハイリスク分娩等管理加算に係る院内掲示

当院の産科医療に係る体制は、下記のとおりです。

- ◆分娩件数 226件(2025年1月~12月の実績)
- ◆産婦人科医師配置状況 常勤医師4名
- ◆助産師配置状況 助産師14名

VIII 特掲診療料の施設基準(手術)に係る院内掲示

医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに歯科点数表第2章第9部手術通則第4号

下記の手術について、2025年1月~12月までの手術件数は下記のとおりです。

なお、当院で行うすべての手術につきましては、担当医師からその手術の内容・合併症および手術後の状態等に関する内容を文書にして、術前(緊急の場合は術後)に詳しくご説明させていただきます。

区分	手術名	件数
1	ア 頭蓋内腫瘍摘出術等	9
	イ 黄斑下手術等	30
	ウ 鼓室形成手術等	0
	エ 肺悪性腫瘍手術等	38
	オ 経皮的カテーテル心筋焼灼術	0
2	ア 靭帯断裂形成手術等	1
	イ 水頭症手術等	18
	ウ 鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	1
	エ 尿道形成手術等	2
	オ 角膜移植術	0
	カ 肝切除術等	25
	キ 子宮附属器悪性腫瘍手術等	10
3	ア 上顎骨形成術等	0
	イ 上顎骨悪性腫瘍手術等	4
	ウ パセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術	0
	エ 母指化手術等	0
	オ 内反足手術等	0
	カ 食道切除再建術等	0
	キ 同種死体腎移植術等	0

区分	手術名	件数
4	胸腔鏡又は腹腔鏡を用いる手術	300
その他	ア 人工関節置換術	20
	イ 乳児外科施設基準対象手術	0
	ウ ハートメーカー移植術及びハートメーカー交換術	23
エ 冠動脈、大動脈パルス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術	0	
オ	経皮的冠動脈形成術	28
	急性心筋梗塞に対するもの	22
	不安定狭心症に対するもの	3
	その他のもの	3
カ	経皮的冠動脈粥腫切除術	0
キ	経皮的冠動脈ステント留置術	44
	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	9
	その他のもの	35

Ⅸ 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算の施設基準に係る院内掲示

大腿骨近位部骨折後 48 時間以内に手術を実施した件数 91 件（2025 年 1 月～12 月）

Ⅹ 各種加算に係る院内掲示

情報通信機器を用いた診療	当院は、情報通信機器を用いた診療の初診において向精神薬の処方はいりません。
医療情報取得加算	当院は、オンライン資格確認を行う体制を有しています。当院を受診した患者さんに対し、患者さんの同意に基づき、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行います。
医療DX推進体制整備加算	当院は、医師等が診療を実施する診察室等において、患者さんの同意に基づきオンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しております。マイナ保険証の利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋の発行や電子カルテ情報共有サービスなどの医療DXにかかる取組を実施していきます。
後発医薬品使用体制加算	当院は、後発医薬品の使用に積極的に取り組んでいます。また、医薬品の供給が不足等した場合には、治療計画等の見直しを行う等適切に対応する体制を有しております。投与する薬剤を変更する可能性がある場合は、患者さんへ十分に説明いたします。
バイオ後続品使用体制加算	当院は、入院及び外来においてバイオ後続品の使用に積極的に取り組んでいます。
地域医療体制確保加算	当院は、病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善として、医師事務作業補助者の外来診療補助や他職種との業務分担（静脈採血等の実施など）に取り組んでいます。
協力対象施設入所者入院加算	当院は、次の介護保険施設等の協力医療機関として、当該介護保険施設等において療養を行っている患者さんの病状の急変時等に、施設の求めに応じて入院受入れなど 24 時間対応しています。 <連携介護保険施設> 介護老人保健施設 リカバリーセンター章仁苑 社会福祉法人美和会 特別養護老人ホーム喜楽園 社会福祉法人甲奴福祉会 特別養護老人ホーム美山荘 介護老人保健施設 ピレネ 介護医療院 ほのぼの
外来腫瘍化学療法診療料 1	当院は、専任の医師、看護師又は薬剤師が院内に常時 1 人以上配置され、本診療料を算定している患者から電話等による緊急の相談等に 24 時間対応できる連絡体制が整備されています。当院は、急変時等の緊急時に入院できる体制が確保されています。当院は、施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を開催しています。
院内トリアージ実施料	当院は、夜間/休日又は深夜に受診する患者さんに対して、院内トリアージ基準に基づき医師又は看護師が患者さんの状態を評価し、緊急度区分に応じて診療の優先順位付けさせて頂いております。そのため診察の順番が前後する場合がございますが、ご了承下さい。

<p>地域歯科診療支援病院 歯科初診料</p>	<p>当院は、歯科外来診療において次のとおり院内感染防止対策を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●口腔内で使用する歯科医療機器等について、患者ごとの交換や、専用の機器を用いた洗浄・滅菌処理を徹底する等十分な院内感染防止対策を講じています。 ●感染症患者に対する歯科診療に対応する体制を確保しています。 ●歯科外来診療の院内感染防止対策に係る標準予防策及び新興感染症に対する対策の研修を4年に1回以上、定期的に受講している常勤の歯科医師を1名以上配置しています。
<p>歯科外来診療医療安全 対策加算2</p>	<p>当院は、患者さんにとって安心して安全な歯科医療環境の提供を行うにつき次の十分な装置・器具等を有しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 自動体外式除細動器（AED） (ロ) 経皮的動脈血酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） (ハ) 酸素（人工呼吸・酸素吸入用のもの） (ニ) 血圧計 (ホ) 救急蘇生セット <p>緊急時、当院の医科と連携し、歯科診療に係る医療安全管理対策を実施しています。</p>